

神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内中小企業者等に対して、仕事と育児及び介護の両立や外国人労働者の定着等に資する取組を促し、職場環境を整備することで、ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、多様な人材一人ひとりが生き生きと働くことができる神奈川の実現を目指すことを目的とする「神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金（以下「奨励金」という。）」について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 育児休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業をいう。
- (2) 卵子凍結 健康な女性が自らの希望に基づき、将来の妊娠に備えて自分の卵子を体外に取り出して保存することをいう。
- (3) 事業者 奨励金の交付を受けようとする者又は奨励金の交付を受けた者をいう。

(奨励金の対象事業等)

第3条 奨励金の対象事業は、事業者が実施する多様な人材が活躍できる職場環境を整備するための事業（以下「奨励金事業」という。）とし、事業者の範囲については別に定める。

(交付対象となる職場環境整備の条件)

第4条 知事は、奨励金事業の実施に際して必要と認める条件を付することができることとし、事業者はこれに従わなければならない。

(交付額)

第5条 各奨励金事業の奨励金の交付額は、次表記載の額とする。

奨励金事業	交付額	特記事項
仕事と育児の両立コース	20万円	
男性の育児休業取得促進コース	20万円	
仕事と不妊治療等の両立コース	20万円	
仕事と介護の両立コース	20万円	
外国人労働者の職場環境整備コース	20万円	
	40万円	別に定める取組を追加で実施した場合

(交付申請)

第6条 交付申請をしようとする者は、「令和8年度神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金交付申請書（第1号様式）」に次の書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 役員等氏名一覧表（第2号様式）
- (2) 奨励金振込口座情報（第3号様式）
- (3) 同意・誓約事項（第4号様式）
- (4) その他知事が別に定める書類

（交付等の決定）

第7条 知事は、前条の規定による申請があつた場合において、その内容を審査した上で奨励金の交付を決定したときは、「令和8年度神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金交付決定通知書（第5号様式）」により通知するものとする。また、不交付を決定したときは、「令和8年度神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金不交付決定通知書（第6号様式）」により通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げのできる期間）

第8条 奨励金の交付決定を受けた者が、申請の取下げのできる期間は、交付決定通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

2 前項の規定による申請の取下げを行う場合は、「令和8年度神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金取下届出書（第7号様式）」を、知事に提出しなければならない。

3 事業者から申請の取下げがあつた場合は、当該申請に係る奨励金の交付の決定はなかつたものとみなす。

（実施する職場環境整備の変更）

第9条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ「令和8年度神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金変更承認申請書（第8号様式）」を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 実施する職場環境整備の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 職場環境整備の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者の自由な創意により、より効果的な職場環境整備の目的達成に資するものと考えられる場合

イ 職場環境整備の目的及び事業能率に関係がない事業の細部の変更である場合

(2) 知事は、本条の承認をしたときは、「令和8年度神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金変更承認通知書（第9号様式）」により通知する。なお、交付決定額の変更を伴うときは、「令和8年度神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金変更交付決定通知書（第10号様式）」により通知するものとする。

(3) 知事は、本条の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（職場環境整備の中止・廃止）

第10条 事業者は、導入する職場環境整備の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ「令和8年度神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金中止（廃止）」

承認申請書（第 11 号様式）」を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- 3 知事は、第 1 項の承認をする場合は、「令和 8 年度神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金中止（廃止）承認及び交付決定取消通知書（第 12 号様式）」により通知するものとする。

（暴力団排除）

第 11 条 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 10 条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、交付の対象としない。

（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）

第 2 条第 2 号に規定する暴力団

（2）法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

（3）法人にあつては、代表者又は役員のうち第 1 号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

（4）法人格を持たない団体にあつては、代表者が第 1 号に規定する暴力団員に該当するもの

- 2 知事は、必要に応じ事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を知事本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

- 3 知事は、事業者が第 1 項各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

（立入検査等）

第 12 条 知事は、奨励金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、事業者に対して報告をさせ、又は産業労働局労働部雇用労政課の職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること（以下「立入検査等」という。）ができる。

- 2 前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（実績報告）

第 13 条 事業者は、実績報告を「令和 8 年度神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金実績報告書（第 13 号様式）」に次の書類を添えて、知事が別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

（1）仕事と育児の両立コースの場合（第 14 号様式）

（2）男性の育児休業取得促進コースの場合（第 15 号様式）

（3）仕事と不妊治療等の両立コースの場合（第 16 号様式）

（4）仕事と介護の両立コースの場合（第 17 号様式）

（5）外国人労働者の職場環境整備コースの場合（第 18 号様式）

（6）その他知事が別に定める書類

（奨励金の額の確定）

第 14 条 知事は、前条の規定による実績報告があった場合においては、当該報告書の書類の審査及び

必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る職場環境整備の成果が、奨励金の交付決定の内容（第9条第2項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合するか調査し、適合すると認めるときは、交付すべき奨励金の額を確定する。

- 2 知事は、前項の規定により、第7条第1項の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、「令和8年度神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金額の確定通知書（第19号様式）」により、当該事業者に対し通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき
 - (2) 本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反したとき
 - (3) 奨励金事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき
 - (4) 正当な理由がなく、立入検査等を拒んだため、奨励金の適正な交付に関し必要な確認をすることができなくなったとき
 - (5) 第11条第1項各号のいずれかに該当するとき
- 2 前項の規定は、前条第1項の規定に基づく奨励金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 知事は、第1項又は第2項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する奨励金が交付されているときは、期限を付して当該奨励金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 4 事業者は、前項の規定による奨励金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る奨励金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該奨励金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
 - 5 第3項の奨励金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（書類の整備等）

第16条 事業者は、奨励金に係る証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する証拠書類は、当該交付決定の日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- 3 事業者が法人その他の団体である場合であつて、前項に規定する証拠書類の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類を引き継がなければならない。

（届出事項）

第17条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、文書をもつてその旨を速やかに知事に届け出るものとする。

- (1) 事業者の所在地、名称又は代表者を変更したとき

(2) 事業者が合併又は解散したとき

(実施細目)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 14 日から施行する。

神奈川県男性の育児休業取得促進奨励金交付要綱については、廃止する。

この要綱は、令和 6 年 10 月 25 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 6 月 11 日から施行する。

この要綱は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

第1号様式

令和8年度神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金交付申請書

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

事業者の所在地	〒
事業者の名称	
代表者職	
代表者氏名	

神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金(以下「奨励金」という。)について、奨励金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 交付申請額 金 円

2 申請するコース
(□に✓点 (☑) を付すとともに、「選択した制度、取組」をプルダウンにより記載すること)

コース名		奨励金額
(1)	<input type="checkbox"/> 仕事と育児の両立コース	200,000円
	※ 選択した「仕事と育児の両立を支援する制度」(2つ以上選択)	
(2)	<input type="checkbox"/> 男性の育児休業取得促進コース	200,000円
	※ 選択した「育児休業を取得しやすい職場環境の整備」	
育児休業取得予定者(氏名)		
(3)	<input type="checkbox"/> 仕事と不妊治療等の両立コース	200,000円
	※ 選択した「仕事と不妊治療(又は卵子凍結)の両立を支援する制度」	
(4)	<input type="checkbox"/> 仕事と介護の両立コース	200,000円
	※ 選択した「仕事と介護の両立を支援する制度」	
(5)	<input type="checkbox"/> 外国人労働者の職場環境整備コース	200,000円
	<input type="checkbox"/> ※ 加算対象となる取組を実施する場合の「選択した取組」	200,000円

3 申請事業者概要 「主たる業種」をプルダウンより選択

法人番号（法人のみ）						
主たる業種						
主な事業内容						
資本金の額又は出資の総額					万円	
神奈川県内の事業所で常時雇用する従業員数（雇用保険被保険者である必要があります。）						
内訳	男性		人	女性		人
				合計		人

4 交付申請に関する主な連絡先

※不備に関する連絡は下記連絡先宛に行います。

所属部署名			職名			
（フリガナ）	シ）			メイ）		
担当者氏名	氏）			名）		
電話番号			-			-
メールアドレス						

奨励金振込口座情報

※ 事業者(申請者)名義の口座に限る。

金融機関名		支店名		預金種別	口座番号	口座名義(半角カナ)
金融機関 コード	銀行 信金 信組 農協	支店 コード	本店 支店 本所 支所 出張所	普通 当座	(右詰めで記入)	(通帳の表記に合わせてください)

ゆうちょ銀行の場合	通帳記号	通帳番号	口座名義(半角カナ)
	6桁目がある場合 「*」欄に記入	(右詰めで記入)	(通帳の表記に合わせてください)
貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載の記号・番号を記入して下さい。			

第4号様式

同意・誓約事項

神奈川県知事 殿

私は、神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金交付要綱第6条の規定に基づく奨励金の交付申請を行うに当たり、次のことを同意・誓約します。

(全ての□にレ点を記入してください。)

- 県から報告や追加書類の提出を求められた場合はこれに応じるとともに、県が必要に応じて行う書面又は実地による検査に対応するとともに、検査に当たっては、県が神奈川県警察本部等の関係機関へ申請書類の記載内容を提供することに同意すること
- 申請書類の内容は事実と相違なく、偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたことが発覚した場合は、速やかな奨励金の返還及び加算金等を支払うことを誓約すること
- 交付要綱又は申請要領に記載された内容を遵守すること及びこの内容に反したことが判明し、不交付決定又は交付決定が取り消された場合に異議の申立てを行わないことを誓約すること
- 県に提出する書類については、県の施策検討における参考資料として利用されることに同意すること

令和 年 月 日

事業者の名称

代表者職・氏名

第5号様式

令和8年度神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金
交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

令和 年 月 日付けで申請がありました、神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金(以下「奨励金」という。)の交付については、奨励金交付要綱第7条第1項の規定により次のとおり決定したので通知します。

1 交付決定額及び内訳

交付決定額 円

内訳

- コース： 円
- コース： 円
- コース： 円
- コース： 円
- コース： 円

2 その他

(1) 次の場合、この奨励金の交付決定を取り消すことがあります。また、取り消した部分に係る奨励金を返還させ、奨励金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該奨励金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収することがあります。

ア 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。

イ 交付要綱及び申請要領に定める要件に該当しない事実が明らかになったとき。

ウ 正当な理由がなく、立入検査等を拒んだため、奨励金の適正な交付に関し必要な確認をすることができなくなったとき。

エ 奨励金の交付等に関し、知事の指示もしくは命令に違反したとき。

(2) 県は当該実績報告に係る書類の審査等を行い、奨励金の額を確定し、精算交付します。

(3) 奨励金に係る証拠書類を整備保管し、当該交付決定の日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。

また、これらの証拠書類の保存期間が満了しない間に団体を解散させる場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければなりません。

問合せ先

雇用労政課

労政グループ

電話 (045)210-5746

第6号様式

令和8年度神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金
不交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

令和 年 月 日付けで申請がありました、神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金(以下「奨励金」という。)の交付については、奨励金交付要綱第7条第1項の規定により不交付を決定したので通知します。

不交付を決定した奨励金のコース名

- コース
- コース
- コース
- コース
- コース

問合せ先
雇用労政課
労政グループ
電話 (045)210-5746

第7号様式

令和8年度神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金取下届出書

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

事業者の所在地	〒
事業者の名称	
代表者職	
代表者氏名	

令和 年 月 日付け産総第 号で交付決定を受けた神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金(以下「奨励金」という。)について、奨励金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 取り下げる奨励金のコース

(□にレ点を付すとともに、「申請した制度、取組」をプルダウンにより記載すること)

コース名		奨励金額
(1)	<input type="checkbox"/> 仕事と育児の両立コース	200,000円
	※ 選択した「仕事と育児の両立を支援する制度」(2つ以上選択)	
(2)	<input type="checkbox"/> 男性の育児休業取得促進コース	200,000円
	※ 選択した「育児休業を取得しやすい職場環境の整備」	
(3)	<input type="checkbox"/> 仕事と不妊治療等の両立コース	200,000円
	※ 選択した「仕事と不妊治療(又は卵子凍結)の両立を支援する制度」	
(4)	<input type="checkbox"/> 仕事と介護の両立コース	200,000円
	※ 選択した「仕事と介護の両立を支援する制度」	
(5)	<input type="checkbox"/> 外国人労働者の職場環境整備コース	200,000円
	※ 加算対象となる取組を実施する場合の「選択した取組」	200,000円

2 取下げに関する主な連絡先

所属部署名		職名	
(フリガナ)	シ)	メイ)	
担当者氏名	氏)	名)	
電話番号		-	-
メールアドレス			

第8号様式

令和8年度神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金
変更承認申請書

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

〒

事業者所在地

事業者名称

代表者職・氏名

令和 年 月 日付け 産総第 号で交付決定を受けた神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金(以下「奨励金」という。)について、奨励金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 変更する奨励金のコース名
- 2 変更する奨励金事業の取組等

変更前	変更後

(注) 申請した奨励金事業の取組に準じて記入してください。

- 3 変更の理由

第 9 号様式

第 号
令和 年 月 日

殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

令和 8 年度神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金
変更承認通知書

令和 年 月 日付で申請がありました、神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金(以下「奨励金」という。)の職場環境整備の変更については、承認することとしたので、奨励金交付要綱第 9 条第 2 号の規定により通知します。

1 変更を承認する奨励金のコース名

コース

2 変更を承認する奨励金事業の取組等

変更前	変更後

問合せ先
雇用労政課
労政グループ
電話 (045)210-5746

第 号
令和 年 月 日

殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

令和8年度神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金
変更交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請がありました、神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金(以下「奨励金」という。)の職場環境整備の変更については、承認することとしたので、奨励金交付要綱第9条第2号の規定により、次のとおり通知します。

1 奨励金額	円
既交付決定額	円
今回増減額	円

2 その他

- (1) この変更の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 産総第 号で交付決定した奨励金とし、変更承認する内容は 年 月 日付け奨励金変更承認申請書記載のとおりとします。
- (2) この変更交付決定の内容又は条件に不服のある場合は、この変更交付決定通知書を受理した日から10日以内に申請の取下げをすることができます。
- (3) その他の交付条件については、令和 年 月 日付け 産総第 号交付決定通知書記載のとおりとします。

問合せ先
雇用労政課
労政グループ
電話 (045)210-5746

第11号様式

令和8年度神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

〒

事業者所在地

事業者名称

代表者職・氏名

令和 年 月 日付け 産総第 号で交付決定を受けた神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金(以下「奨励金」という。)について、奨励金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、次のとおり変更したいので申請します。

1 交付決定を受けた奨励金のコース名

2 中止（廃止）の内容

3 中止（廃止）の理由

第12号様式

第 号
令和 年 月 日

殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

令和8年度神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金
中止（廃止）承認及び交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け 産総第 号で通知した交付決定については、令和
年 月 日付け申請のとおり承認することとし、奨励金交付要綱第10条第3項の規定
により通知します。

1 中止（廃止）を承認する奨励金のコース名

- コース
- コース
- コース
- コース
- コース

2 交付取消額 ▲○○○○○円
(交付決定額 ○○○○○円)

3 取消後交付決定額 ○○○○○円

4 取消の理由

問合せ先
雇用労政課
労政グループ
電話 (045)210-5746

第13号様式

令和8年度神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金実績報告書

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

事業者の所在地	〒
事業者の名称	
代表者職	
代表者氏名	

令和 年 月 日付け産総第 号で交付決定を受けた神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金(以下「奨励金」という。)の実績について、奨励金交付要綱第13条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり報告します。

- 1 奨励金確定額 金 円
- 2 取組が完了したコース
(□に✓点 (☑) を付すとともに、「完了した制度、取組」をプルダウンにより記載すること)

コース名		奨励金額
(1)	<input type="checkbox"/> 仕事と育児の両立コース ※ 完了した「仕事と育児の両立を支援する制度」 (2つ以上選択)	200,000円
(2)	<input type="checkbox"/> 男性の育児休業取得促進コース ※ 完了した「育児休業を取得しやすい職場環境の整備」	200,000円
(3)	<input type="checkbox"/> 仕事と不妊治療等の両立コース ※ 完了した「仕事と不妊治療(又は卵子凍結)の両立を支援する制度」	200,000円
(4)	<input type="checkbox"/> 仕事と介護の両立コース ※ 完了した「仕事と介護の両立を支援する制度」	200,000円
(5)	<input type="checkbox"/> 外国人労働者の職場環境整備コース	200,000円
	<input type="checkbox"/> ※ 完了した加算対象となる取組	200,000円

※別紙「第14号～第18号様式」により、上記完了したコースの「奨励金事業の取組状況」を報告します。

3 実績報告に関する主な連絡先

※不備に関する連絡は下記連絡先宛に行います。

所属部署名		職名	
(フリガナ)	シ)	メイ)	
担当者氏名	氏)	名)	
電話番号	-	-	
メールアドレス			

奨励金事業の取組状況

事業者名称()

■ 仕事と育児の両立コース

1 神奈川県が主催するセミナーの受講				
受講日	令和	年	月	日
受講者(職・氏名)				
2 新たに整備した制度(名称・内容)				
新たに追加した条項	第	条	項	
新たに追加した条項	第	条	項	
就業規則改定日	令和	年	月	日
3 社内研修				
実施日 (複数回実施した場合は、適宜開催日を追記してください。)	令和	年	月	日(1回目)
	令和	年	月	日(2回目)
	令和	年	月	日(3回目)
参加人数/対象数	計	名	/	対象数 名
4 社内相談窓口				
設置日	令和	年	月	日
設置部署				
相談員(氏名)				

奨励金事業の取組状況

事業者名称()

■ 男性の育児休業取得促進コース

1 新たに実施した取組 ※該当する□に○を付してください。				
		育児休業に関する社内研修		
		従業員の育児休業取得事例の収集・提供		
		育児休業制度と育児休業制度取得促進に関する方針の周知		
2 男性従業員の育児休業取得状況				
育児休業を取得した男性従業員の氏名				
育児休業対象の子	氏名			
	誕生日	令和	年	月 日
育児休業申出日		令和	年	月 日

育児休業期間 (1回目)	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで				育児休業 期間の日数 (a)	(a)の期間のうち、事業者 が独自に定めた休暇・ 休業日の日数の合計 (b)	育児休業日数 (a-b)
育児休業期間 (2回目)	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで				育児休業 期間の日数 (a)	(a)の期間のうち、事業者 が独自に定めた休暇・ 休業日の日数の合計 (b)	育児休業日数 (a-b)
					日	日	日
育児休業期間 (3回目)	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで				育児休業 期間の日数 (a)	(a)の期間のうち、事業者 が独自に定めた休暇・ 休業日の日数の合計 (b)	育児休業日数 (a-b)
					日	日	日
育児休業期間 (4回目)	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで				育児休業 期間の日数 (a)	(a)の期間のうち、事業者 が独自に定めた休暇・ 休業日の日数の合計 (b)	育児休業日数 (a-b)
					日	日	日
復帰日 (又は予定日)	令和	年	月	日まで	就労日数を除いた日数合計		日

3 社内相談窓口				
設置日		令和	年	月 日
設置部署				
相談員(氏名)				

奨励金事業の取組状況

事業者名称()

■ 仕事と不妊治療等の両立コース

1 神奈川県が主催するセミナーの受講					
受講日	令和	年	月	日	
受講者(職・氏名)					
2 実態把握調査					
実施日	令和	年	月	日	
回答数/対象数	回答数	名	/	対象数	名
3 新たに整備した不妊治療(又は卵子凍結又はその両方)のための休暇制度					
《休暇制度について》 新たに追加した条項	第	条	項		
就業規則改定日	令和	年	月	日	
《休暇制度について》該当するものに○すること					
不妊治療のみ					
卵子凍結のみ					
不妊治療及び卵子凍結					
4 新たに整備した制度(名称・内容)					
《選択した取組について》 新たに追加した条項	第	条	項		
5 社内研修					
実施日 (複数回実施した場合は、適宜開催日を追記してください。)	令和	年	月	日	(1回目)
	令和	年	月	日	(2回目)
	令和	年	月	日	(3回目)
参加人数/対象数	計	名	/	対象数	名
6 社内相談窓口					
設置日	令和	年	月	日	
設置部署					
相談員(氏名)					

奨励金事業の取組状況

事業者名称()

■ 仕事と介護の両立コース

1 神奈川県が主催するセミナーの受講					
受講日	令和	年	月	日	
受講者(職・氏名)					
2 実態把握調査					
実施日	令和	年	月	日	
回答数/対象数	回答数	名	/	対象数	名
3 新たに整備した制度(名称・内容)					
新たに追加した条項	第	条	項		
就業規則改定日	令和	年	月	日	
4 社内研修					
実施日 (複数回実施した場合は、適宜開催日を追記してください。)	令和	年	月	日	(1回目)
	令和	年	月	日	(2回目)
	令和	年	月	日	(3回目)
参加人数/対象数	計	名	/	対象数	名
5 社内相談窓口					
設置日	令和	年	月	日	
設置部署					
相談員(氏名)					

奨励金事業の取組状況

事業者名称()

■ 外国人労働者の職場環境整備コース

1 神奈川県が主催するセミナーの受講				
受講日	令和	年	月	日
受講者(職・氏名)				
2 就業規則等社内規程の多言語化				
実施日	令和	年	月	日
多言語化した言語の種類				
3 雇用労務責任者				
設置日	令和	年	月	日
雇用労務責任者(氏名)				
4 苦情・相談体制				
設置日	令和	年	月	日
設置部署				
相談員(氏名)				

追加の取組を実施した場合

5 一時帰国休暇制度の創設及び社内マニュアル・標識類等の多言語化				
一時帰国休暇制度の創設				
新たに追加した条項	第	条	項	
就業規則改定日	令和	年	月	日
社内マニュアル・標識類等の多言語化				
実施日	令和	年	月	日

6 外国人労働者に対する日本語教育の実施				
受講した外国人労働者数	計	人		
実施期間	令和	年	月	日から
	令和	年	月	日まで

第 号
令和 年 月 日

殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

令和8年度神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金
額の確定通知書

令和 年 月 日付け 産総第 号で交付決定した、神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金(以下「奨励金」という。)については、奨励金交付要綱第14条第2項の規定に基づき、奨励金の額を次のとおり確定したので通知します。

- 1 既交付決定額 金 円
- 2 奨励金の額の確定額 金 円(▲ 円)
- 3 額の確定したコース

コース名			額の確定額
(1)	<input type="checkbox"/>	仕事と育児の両立コース	円
(2)	<input type="checkbox"/>	男性の育児休業取得促進コース	円
(3)	<input type="checkbox"/>	仕事と不妊治療等の両立コース	円
(4)	<input type="checkbox"/>	仕事と介護の両立コース	円
(5)	<input type="checkbox"/>	外国人労働者の職場環境整備コース	円
(※ 加算対象となる取組の有無 (有・無))			

問合せ先
雇用労政課
労政グループ
電話 (045)210-5746